



土地改良法の改正により、土地改良施設を管理する全ての土地改良区は、原則として、貸借対照表の作成・公表を行う事が義務づけられました。

その期限は令和4年度会計までとなっており、具体的には会計処理を複式簿記方式で行う事となります。

## 複式簿記の導入について ご相談下さい



・導入までのスケジュール



・勘定科目の設定



・資産評価の援助



・会計ソフトの選択

土地改良区に土地連の会計指導員が伺い、それぞれの土地改良区に合わせてサポートを行います。また、毎月15日を「会計相談の日」（休日の場合は前日）として、土地連と契約している会計事務所の公認会計士に相談出来る体制を整えます。

（相談に際しては事前にお問い合わせ下さい）

問い合わせは

水土里ネットみやぎ 会員支援班

022-263-5814 まで